(別記様式第1号)

計画作成年度	令和2年度
計画変更年度	令和4年度
計画主体	多古町

多古町鳥獸被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 多古町産業経済課所 在 地 多古町多古 584番地電 話 番 号 0479-76-5404 F A X 番 号 0479-76-7144 メールアドレス nogyoshinko@town.tako.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、ノウサギ
	、キョン、カラス、ドバト、キジ、カワウ、カモ
計画期間	令和3年度~令和5年度
対象地域	千葉県多古町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和元年度)

鳥獣の種類	被害の現状			
局部の性規	品目	被害数值		
イノシシ	水稲	25千円 2a		
ハクビシン	豆類、果樹、野菜、いも類	410千円 23a		
アライグマ	_	— 千円 — a		
タヌキ	豆類、いも類	155千円 5a		
ノウサギ	雑穀、野菜	20千円 2a		
キョン	_	— 千円 — a		
カラス	豆類、果樹、飼料作物、	480千円 28a		
	野菜、いも類			
ドバト	飼料作物	30千円 3a		
キジ	麦類、野菜	25千円 2a		
カワウ	_	— 千円 — a		
カモ	_	— 千円 — a		

(2)被害の傾向

多古町の野生鳥獣による農作物被害は、そのほとんどがカラス等の鳥類及 びハクビシンやタヌキ、ノウサギの中型獣によってもたらされている。

ハクビシンやタヌキ、ノウサギは、公道での車両との接触事故の増加や民家周辺での捕獲数増加から相当数が市街地付近まで進出していることが確認されており、町内全域に生息域が拡大・増加傾向にあるとみられる。

なお、ハクビシンについては春から秋にかけて町内全域の果樹や豆類、野菜を中心に被害が報告されている。

カラスやドバト等の鳥類は、平成23年度の有害鳥獣捕獲より空気銃が導入され、捕獲方法が効率化され被害は減少傾向にある。

イノシシについては、春先から夏にかけて水稲の被害報告を受けており、 近年目撃情報が増加している。

カワウについては、被害金額・被害面積を計上するまでには至らなかったが、魚類の食害の被害がある。

キョンについては、目撃情報があり、現時点での被害報告はないが、今後 農作物被害や生活被害の発生が懸念される。

カモについては、被害金額・被害面積を計上するまでには至らなかったが、 稲の食害の被害がある。

(3)被害の軽減目標

指標	現状値(令和元年度)		目標値(令和	15年度)
イノシシ	25千円	2a	0千円	0a
ハクビシン	410千円	23a	200千円	10a
アライグマ	一 千円	— а	一 千円	— а
タヌキ	155千円	5a	50千円	2a
ノウサギ	20千円	2a	0千円	0a
キョン	一 千円	— а	一 千円	— a
カラス	480千円	28a	300千円	20a
ドバト	30千円	3a	20千円	2a
キジ	25千円	2a	0千円	0a
カワウ	一 千円	— а	一 千円	— а
カモ	一 千円	— а	一 千円	— а

(4) 従羽	K講じてきた被害防止対策	
	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等	有害鳥獣捕獲については、香	香取郡猟友会に捕獲を委託し
に関す	取郡猟友会との委託契約により	ているが、猟友会の方々への負担
る取組	、銃器及び箱わなによる捕獲を	増や、高齢化が進んでおり、捕獲
	実施している。	の担い手の育成が今後の課題と
	イノシシの捕獲強化のため、	なる。
	町で箱わな及びくくりわなを賄	
	入した。	
	「千葉県アライグマ防除実施	i
	計画」に基づき、アライグマ σ	
	捕獲用わなを借用し、被害等が	
	出た時は、猟友会に設置を依頼	i
	している。	
	捕獲機材の保有状況	
	平成29年度 大型箱わな 1基	
	中型箱わな 5基	
	平成30年度 大型箱わな 1基	
	中型箱わな 5基	
	令和元年度 大型箱わな 1基	
	中型箱わな 8基	
	令和2年度 大型箱わな 1基	
	くくりわな10基	
	令和3年度 大型箱わな 8基	
	小型箱わな12基	
	くくりわな20基	

Ŋ	菠頀	珊 現在防護柵の設置は検討してい	今後、被害地域や被害が拡大する
σ) 設 i	置ない	など被害状況により、設置を検討
4	[に	對	する。
す	る」	取	
紐	l		

(5) 今後の取組方針

町で購入した箱わな等を捕獲従事者に配付し捕獲強化を行い、個体数の 削減に取り組む。

藪地の刈り払いやえさ場の除去等の生息環境管理を推進する。

農業者等に対しても狩猟免許取得を推進し、狩猟者の高齢化対策として 担い手育成・確保に取り組む。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

香取郡猟友会による有害鳥獣の一斉捕獲及び箱わなやくくりわなによる 捕獲を実施。

(2) その他捕獲に関する取組

<u> </u>	三, (4) 旧加及(4) (4)			
年度	対象鳥獣	取組内容		
令和3	イノシシ	香取郡猟友会と連携し、被害防止に		
	ハクビシン	効果的な有害鳥獣捕獲事業を実施して		
~5年度	アライグマ	いく。		
	タヌキ	町で所有している捕獲用わなを、捕		
	ノウサギ	獲従事者に配付して捕獲強化を図る。		
	キョン	農業者等に対しても狩猟免許の取得		
	カラス	を推進し、担い手の育成確保を図る。		
	ドバト			
	キジ			
	カワウ			
	カモ			

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

過去の捕獲実績、被害多発地域からの出没状況の聞取り、地域への回覧による照会などから被害状況を把握し、千葉県第二種特定鳥獣管理計画等に基づき、前線地域においては初期段階で素早く捕獲するよう計画する。

対象鳥獣		捕獲計画数等	
刈 多局訊	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	20 頭	25 頭	30 頭
ハクビシン	60 頭	60 頭	60 頭

アライグマ	40 頭	40 頭	40 頭
タヌキ	60 頭	60 頭	60 頭
ノウサギ	10羽	10 羽	10 羽
キョン	1頭	1頭	1頭
カラス	150羽	150羽	150羽
ドバト	50羽	50羽	50羽
キジ	30羽	30 羽	30 羽
カワウ	20羽	20 羽	20 羽
カモ	_	_	20 羽

捕獲等の取組内容

被害の多い農振農用地区域又はその周辺地に、箱わな等を重点的に設置するとともに、鳥類に対する銃捕獲など捕獲強化を図るとともに、多古町全域において通年実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
対象地域決定ま	被害状況の推移を確認しつつ、許可権限委譲について検
で至っていない	討を進める。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項 (1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ、ハク	今後、被害地域や	今後、被害地域や	今後、被害地域や
ビシン、アライ	被害が拡大した場	被害が拡大した場	被害が拡大した場
グマ、タヌキ、	合に設置を検討す	合に設置を検討す	合に設置を検討す
キョン	る。	る。	る。

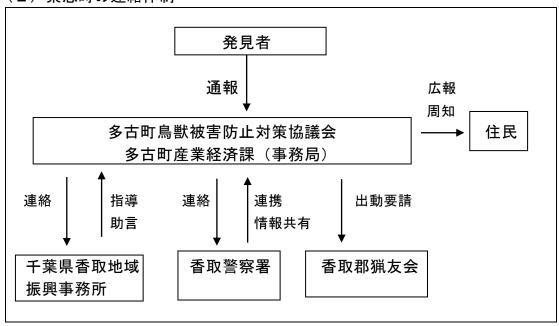
(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
		野生鳥獣のエサとなる農作物等残渣の適正処
令和3	ビシン、アライ	理、林縁部の緩衝帯整備及び耕作放棄地の解
~5年度	グマ、タヌキ、	消などの生息環境管理を行う。
	ノウサギ、キョ	
	ン、カラス、ド	
	バト、キジ、カ	
	ŧ	

- 5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる おそれがある場合の対処に関する事項
- (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
千葉県香取地域振興事務所	捕獲許可、捕獲に係る指導
香取警察署	現場封鎖・交通規制等の安全確保
多古町役場産業経済課	住民への周知、関係機関との連携
香取郡猟友会	対象鳥獣の捕獲

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

香取広域市町村圏事務組合伊地山クリーンセンターでの焼却処理、または 捕獲現場での埋設処理を行う。アライグマについては、千葉県アライグマ防 除実施計画に基づき実施する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項 捕獲した鳥獣がハクビシン、タヌキ、カラス等と利用に適さない獣種が主 であり、利用推進は困難な状況にある。今後、当該鳥獣の捕獲頭数が増えて いった場合には、利用の推進について検討する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1)協議会に関する事項

協議会の名称	多古町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
多古町猟友会	有害鳥獣捕獲の実施
鳥獸保護管理員	生息情報の提供

多古町農業委員会会長	被害情報の提供
地区代表	被害状況の提供
かとり農業協同組合	被害、対策情報の提供
千葉県農業共済組合	被害、対策情報の提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
千葉県野生鳥獣対策本部	情報提供
千葉県香取地域振興事務所	捕獲許可、捕獲に係る指導
千葉県香取農業事務所	防護柵設置に係る指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

令和3年9月1日に鳥獣被害対策実施隊を設置した。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

__

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

隣接する他市町の協議会及び千葉県との連携を図る。 農業者の被害防止に対する意識の向上。 地域全体で施策に取り組むことを図る。